

全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
総務課
原子爆弾被爆者援護対策室
指導調査室

目次

【健康局の全般】

- 平成23年度予算（案）の概要…………… 1
- 平成23年度予算（案）の概要
（対策別：新規事項及び主な改正内容等）…………… 2

【原子爆弾被爆者援護対策室】

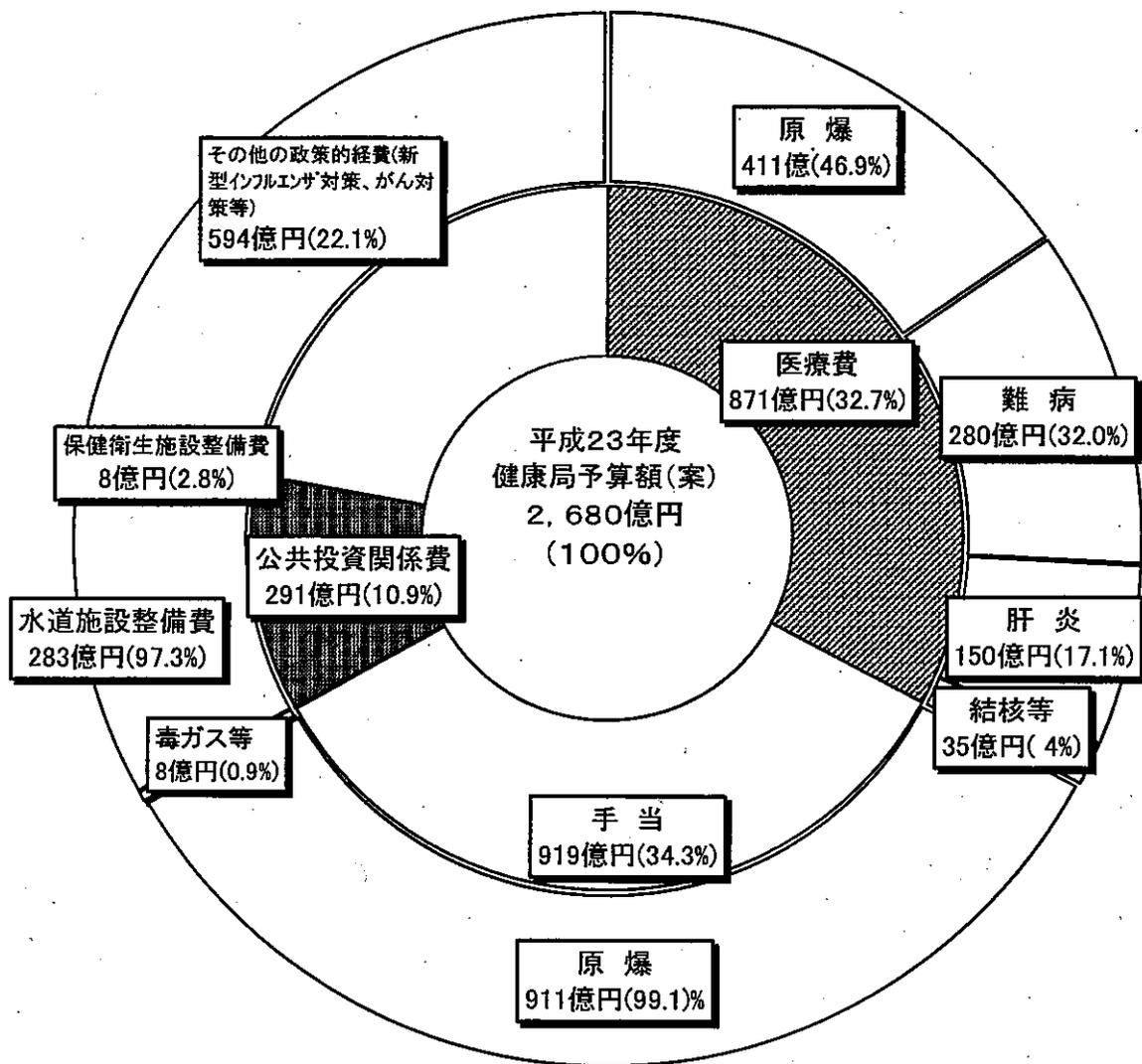
- 1 原爆症認定について…………… 20
 - (1) 原爆症認定審査について…………… 20
 - (2) 原爆症認定制度の在り方の検討について…………… 21
- 2 「原爆体験者等健康意識調査報告書」に関する検討について…………… 21
- 3 在外被爆者に対する支援について…………… 21
 - (1) 在外被爆者からの原爆症認定申請について…………… 22
 - (2) 未払い手当について…………… 22
 - (3) 402号通達に係る在外被爆者への賠償について…………… 22
- 4 各種手当について…………… 23
 - (1) 各種手当額の改定について…………… 23
 - (2) 現況の把握等について…………… 23
- 5 その他…………… 24
 - (1) 健康診断について…………… 24
 - (2) 原子爆弾小頭症患者への相談体制の整備について…………… 24

【指導調査室】

- 6 公衆衛生関係行政事務指導監査について…………… 25
 - (1) 平成23年度の指導監査について…………… 25
 - (2) 平成22年度の指導監査における主な指摘事項について…………… 27
- 7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について…………… 29
 - (1) 平成23年度予算（案）について…………… 29
 - (2) 平成23年度整備計画について…………… 30
- 8 毒ガス障害者対策について…………… 30

平成23年度予算（案）の概要

23年度予算額（案）	268,001百万円
うち元気な日本復活特別枠	7,625百万円
（22年度予算額）	295,351百万円



※都道府県における水道施設整備については、平成23年度から一括交付金化

平成23年度予算(案)の概要
(対策別：新規事項及び主な改正内容等)

1 がん対策

343億円(316億円)

がん対策の総合的かつ計画的な推進

がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進する。

(1) 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成
36億円(43億円)

がん診療連携拠点病院において若手医師をがん医療の専門医師として育成する体制の構築や、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の育成並びにこれらの医師等に対する指導者の育成を行う。

(主な事業)

・がん診療連携拠点病院機能強化事業 34億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、精度の高い院内がん登録、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進するとともに、病理医が不足している状況から病理医の育成及び病理診断補助員の確保を図る。

(補助先) 都道府県、独立行政法人等

(補助率) 1/2、定額(10/10相当)

(都道府県：1/2、独立行政法人等：定額(10/10相当))

(1施設当たり単価)

都道府県がん診療連携拠点病院 26,000千円(前年度20,000千円)

地域がん診療連携拠点病院 14,000千円(前年度14,000千円)

(2) 治療の初期段階からの緩和ケアの実施 3.8億円(6.2億円)

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるよう、医療従事者に対して、緩和ケアやコミュニケーション技術等の研修を行う。

(主な事業)

・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 1.4億円

緩和ケアを治療の初期段階から実施できる体制を整備するための研修を実施することががん対策推進基本計画で掲げられていることを踏まえ、全国の医師を対象に緩和ケアに関する研修を行うとともに、併せて、研修の実施に必要な指導者の育成等を行う。

(委託先) 特定非営利活動法人日本緩和医療学会

- ・都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修部分） 1. 2億円
都道府県が実施主体となり、地域の緩和ケア実施体制の充実強化を図るための研修会等を実施するための支援を行う。
（補助先） 都道府県
（補助率） 1/2

(3) がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備
8. 7億円（6. 8億円）

科学的知見に基づく適切ながん医療の提供に資するよう、がん患者の診断・治療内容等の情報を把握・分析するため、独立行政法人国立がん研究センターにおいて院内がん登録を進めるとともに、がん診療連携拠点病院等に対して精度の高い院内がん登録を実施するための支援を行う。

また、地域がん登録を実施していない都県に対し指導するとともに、データの集計・分析を行い、地域がん登録の促進を図る。

- ㊦・がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業 49百万円
がん患者又はその家族の方が行うピアサポーターなど、がんに関する相談員に対し、がんに関する相談事業に必要な基本的スキルを身につけるための、研修プログラムの策定を行う。
- ・都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修部分を除く） 8. 2億円
都道府県に新たに地域統括相談センターを設置し、患者・家族らのがんに関する相談について、心理、療養生活や介護など様々な分野に関する相談をワンストップで提供する体制を支援するとともに、都道府県がん対策推進計画に基づき、地方自治体が行う、がん検診の受診体制の強化や医療提供体制の整備、がんに関する正しい知識をはじめとした普及啓発など、重点的に取り組む施策に対する支援を行う。
（補助先） 都道府県
（補助率） 1/2

(4) がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進
139億円（111億円）

女性特有のがん検診推進事業を引き続き実施するとともに、新たに大腸がん検診について、働き盛りの世代（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳）が無料で検診を受けることができる体制を整備することで、がんによる死亡リスクの大幅な軽減を図る。

（主な事業）

- ㊦・働く世代への大腸がん検診推進事業 **元氣な日本復活特別枠** 41億円
40歳から60歳までの5歳刻みの方に対して、市町村が対象者全員に大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法を理解していただくとともに、受診希望者に大腸がん検査キット等を直接送付など、がん検診を受けやすくし、大腸がんが疑われる者に対しては、精密検査につなげるような体制を構築する。
（補助先） 市町村
（補助率） 1/2

- ・女性特有のがん検診推進事業 72億円
 一定の年齢に達した女性に対し、女性特有のがんである子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券と検診手帳を配布し、検診受診率の向上を図るため、市町村が実施する事業に要する費用の一部を助成する。
 (補助先) 市町村
 (補助率) 1/2
 (対象年齢) ・子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳
 ・乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

(5) がんに関する研究の推進	68億円(61億円)
-----------------	------------

日本発のがんワクチン療法による革新的ながん治療開発を戦略的に行うなど、がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持・向上を図るため、がん対策に資する研究をより一層推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

(主な事業)

- ④・健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト(がん関係分)

元気な日本復活特別枠

(※厚生科学課計上) 14億円

日本発のがんワクチン療法の実用化に向けた臨床開発研究を強力に推進するとともに、固形がんのがん幹細胞を死滅させる革新的治療法の開発研究やバイオマーカーを用いた先進的な画像診断技術の開発研究を推進する。

- ⑤・日本発のがんワクチン療法による革新的がん治療の開発研究事業 13億円
 がん患者が仕事とがん治療を両立できるような日常生活の質の向上に資する新たな治療法として、日本発のがんワクチン療法の実用化に向けた臨床開発研究を強力に推進する。

 <健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトのうち、がんワクチン計上事業>
 ・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究事業のうち11億円(再掲)
 ・先端医療技術等の開発・研究推進事業のうち2億円

- ・第3次対がん総合戦略研究経費 (※厚生科学課計上) 46億円

(6) がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な経費	22百万円(19百万円)
--------------------------------	--------------

がん対策の総合的な調整・推進を図るため、国際連携体制の構築や国民に対するメッセージの発信及び施策の進捗管理及び評価等を行う。

- ・がん対策推進費 17百万円

(7) 独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金	88億円(88億円)
----------------------------	------------

独立行政法人国立がん研究センターの事業運営に必要な経費について交付金を措置する。

- ・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金 (※医政局計上) 88億円

2 肝炎対策

238億円(236億円)

【うち国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業(特別枠) 35億円】

(1) 肝炎治療促進のための環境整備 152億円

インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を必要とする肝炎患者がその治療を受けられるよう、医療費の助成を行う。また、治療対象となる方等に対して、早期治療の促進を図る。

- ・肝炎治療特別促進事業の実施 151億円
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

④ 肝炎患者支援手帳事業の実施 **元氣な日本復活特別枠** 53百万円

肝炎患者及び治療が必要となった方等に対して、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等を記載した「肝炎患者支援手帳」を配布し、今後の適切な治療を促進する。

- (補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

⑤ 地域肝炎治療コーディネーター養成事業の実施 **元氣な日本復活特別枠** 66百万円

市町村の保健師、地域医療機関の看護師や民間企業の健康管理担当者等を対象として、検査の受検勧奨方法や診療を受ける必要がある方に対する受診勧奨方法、肝炎に関する必要な知識を習得させ、肝炎患者等に対してコーディネートができる者を養成する。

- (補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

(2) 肝炎ウイルス検査等の促進 55億円

保健所等における利便性に配慮した検査体制を確保し、肝炎ウイルス検査等を実施するとともに、個人々人へのアプローチを積極的に行うなど、検査のより一層の促進を図る。

(主な事業)

- ・保健所における肝炎ウイルス検査等の実施 17億円
保健所等において、希望者に対して肝炎ウイルス検査等を実施する。

⑥ 出張型肝炎検査の実施 **元氣な日本復活特別枠** 98百万円(再掲)

各地域の医師会等と連携するなど、地域内の要請に応じて出張型の検査を実施することにより受検の促進を図るとともに、健康保持に対する支援を行う。

- (補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額(1/2相当)

- ・健康増進事業における肝炎ウイルス検査等の実施 38億円
健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業のうち、肝炎ウイルス
検診等を実施する。

④個別勸奨による検診受検促進 元気な日本復活特別枠 32億円（再掲）

40歳以上の5歳刻みの方を対象として、肝炎ウイルス検査受検に係る自己負担の軽減が可能な個別勸奨メニューを追加し、未受検者に対する受検促進の一層の強化を図る。

（補助先）都道府県、（間接補助先：市町村）、政令指定都市

（補助率）定額（1/3相当）

(3) 健康管理の推進と安全・安心の肝炎治療の推進、
肝硬変・肝がん患者への対応 7億円

都道府県において、中核医療施設として「肝疾患診療連携拠点病院」を整備し、患者、キャリア等からの相談等に対応する体制（相談センター）を整備するとともに、肝炎情報センターにおいてこれら拠点病院を支援するほか、患者の視点に立った支援対策等を推進する。また、医師等に研修を行い治療水準の向上を図る。

（主な事業）

- ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置等 5.9億円
（補助先）都道府県、独立行政法人等
（補助率）1/2、定額（10/10相当）
- ・かかりつけ医等の研修等 25百万円
（補助先）都道府県、独立行政法人等
（補助率）1/2、定額（10/10相当）

(4) 国民に対する正しい知識の普及と理解 1.8億円

Q&Aやリーフレットの作成、講習会やシンポジウムの開催等により、積極的に普及啓発を図るとともに、保健所等において肝炎に関する相談受付を実施するほか、電話・FAXによる相談窓口を設けるなど、患者を含む国民に対する情報提供体制を確保する。また、肝炎ウイルス検査の受検に係る状況を把握し、受検の促進を図る。

（主な事業）

- ・都道府県等における検査の受診勧奨等の普及啓発 64百万円
（補助先）都道府県、保健所設置市、特別区
（補助率）定額（1/2相当）

- ・ シンポジウム等による情報提供事業 5 百万円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 定額 (1 / 2 相当)

- ・ 肝炎検査受検状況実態把握事業 元氣な日本復活特別枠 1 億円
肝炎ウイルス検査のさらなる受検促進を図るため、年齢や性別等の属性や、検査の受検状況等に関する実態把握を行う。

(5) 研究の推進 2 1 億円

「肝炎研究7カ年戦略」を踏まえ、肝疾患の新たな治療方法等の研究開発を推進する。また、平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」の趣旨を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な研究を推進する。

(主な事業)

- ・ 肝炎研究基盤整備事業費 3 5 百万円
- ・ 肝炎等克服緊急対策研究経費 (※厚生科学課計上) 1 6 億円

肝炎ウイルスの持続感染機構の解明や肝疾患における病態の進展予防及び新規治療法の開発等を行う、肝炎に関する基礎、臨床、疫学研究等を推進する。

- ④ 健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト

元氣な日本復活特別枠

(※厚生科学課計上) 5 億円

平成22年1月に施行された「肝炎対策基本法」の趣旨を踏まえ、新規感染の発生予防等を目的とした肝炎感染予防ガイドライン等策定のための研究、医療従事者に対する効果的な研修プログラム策定に関する研究等、肝炎対策を総合的に推進するための基盤に資する行政的な研究を行う。

3 新型インフルエンザ等感染症対策と予防接種制度の見直し 1.52億円(1.92億円)
--

(1) 新型インフルエンザ等感染症対策の強化 1.43億円

- ① 感染症発生動向・情報収集機能の強化 3.1億円
「新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議」の提言を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症の流行状況等を、より一層迅速かつ的確に把握し、いち早く国民に情報提供するとともに、的確に予防対策を講じることが可能となるよう、感染症の発生動向の調査や情報収集機能に関連するシステムの強化を図る。

(主な事業)

- ㊦・感染症発生動向調査システム費 3.1億円

- ② 地域における新型インフルエンザ等感染症対策の強化 3.5百万円
総括会議の提言を踏まえ、国から地方自治体や医療現場などへの情報提供の強化及び新型インフルエンザ等の感染症に係る専門家の育成を図る。

(主な事業)

- ㊦・情報提供迅速化経費 3百万円
感染症に係る情報及び通知の伝達の遅れにより、医療現場などでの対応に混乱を来さないようにするため、医療現場などに直接メールを配信するシステムを運用する。

- ㊦・感染症対策アドバイザー養成セミナー経費 0.5百万円
新型インフルエンザを始めとする感染症に係る臨床、疫学及び法制度についての研修を行い、感染症の専門的知識を有するアドバイザーを養成し、地域における感染症対策の関係者間の連携強化を図る。

- ③ 迅速かつ的確な検疫実施のための体制強化 (※食品安全部計上) 8.7百万円

(参考)【平成22年度補正予算】

- 新型インフルエンザ対策の推進 (医薬食品局計上) 1.13億円
新型インフルエンザが発生した場合に備え必要なプレパンデミックワクチンを確保するため、一部ワクチンの有効期限切れに対応して、新たなワクチンの備蓄等を行う。

- (2) 予防接種制度の見直し(再掲) 11百万円
予防接種制度の見直しに向けた検討のため、予防接種制度に位置づけられていない疾病・ワクチンの有効性・安全性の検証等を行う。

(主な事業)

- ㊟・予防接種導入効果等検証推進費 11百万円

(参考)【平成22年度補正予算】

- 子宮頸がん等のワクチン接種の促進 1,085億円
地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン・ヒブ(ヘモフィルスインフルエンザ菌b型)ワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業に対して、都道府県に基金を設置して財政支援を行う。

- (3) HTLV-1関連疾患に関する研究の推進(一部再掲) 10億円
HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)への感染対策と、これにより発症するATL(成人T細胞白血病)やHAM(HTLV-1関連脊髄症)の診断・治療法等に関する研究を、感染症・がん・難病・母子保健対策の連携により、総合的に推進するため、HTLV-1関連疾患研究領域を創設し、研究費の拡充を図る。

4 難病対策

2,095億円(2,108億円)

(1) 難病患者の生活支援等の推進 1,995億円

※うち健康局計上分< 288億円>

※うち他部局計上分< 1,707億円>

難病患者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を引き続き実施するとともに、難病相談・支援センター(全国47か所)の運営等を通じ、地域における難病患者の生活支援等を推進する。

(主な事業)

・ 特定疾患治療研究事業 280億円

治療法が確立していない特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。(対象疾患:56疾患)

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2、10/10(スモン)

・ 難病相談・支援センター事業 1.7億円

難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県毎の活動拠点となる「難病相談・支援センター」において、地域における難病患者支援対策を一層推進する。(47箇所)

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・ 重症難病患者入院施設確保事業 1.5億円

在宅療養中の重症難病患者であって、常時医学的管理下に置く必要のある者が介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を、各都道府県の難病拠点病院に確保する。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

・ 難病患者等居宅生活支援事業 2.1億円

地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、市町村

(補助率) 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

◎ 患者サポート事業 20百万円

患者・患者家族の療養や生活上の不安、ストレスを解消するため、患者団体等を対象にサポート事業を創設し、難病患者支援策の充実を図る。

(主な事業内容)

- ・ 患者の体験談等の文書化による記録
- ・ 患者の実態把握調査
- ・ 患者団体向けの運営管理研修 等

(2) 難病に関する調査・研究の推進

100億円

- ・難治性疾患克服研究事業 (※厚生科学課計上) 80億円
根本的な治療法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない難治性疾患に対して、重点的・効率的に研究を行うことにより、原因解明や病状の進行の阻止、機能回復・再生を目指した画期的な診断・治療法の開発を行い、患者の療養生活の質の向上を図る。

- ④・健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクト

元気な日本復活特別枠

(※厚生科学課計上) 20億円

次世代遺伝子解析装置を用いて、難病患者の全遺伝子を解析し、早期に原因解明及び新たな治療法・開発を推進する。

5 移植対策

27億円(28億円)

(1) 臓器移植対策の推進

7.6億円

臓器移植法の改正を踏まえ、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者に対する研修の充実や、臓器提供の意思表示をしていただくための環境整備を行うとともに、臓器移植の普及啓発に取り組む。

(主な事業)

- ④・意思表示の環境整備 1.5億円
臓器提供意思表示カード等と臓器移植に関する説明書きが一体となったリーフレットを作成・配布するなど、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整備する。
(補助先) (社)日本臓器移植ネットワーク
(補助率) 定額(10/10相当)
- ④・コーディネートの充実 33百万円
移植件数の増加への対応及びドナー家族の心理的ケアを充実させるため、臓器移植コーディネーター及び臓器提供施設の医療従事者に対する研修の充実を図る。
(補助先) (社)日本臓器移植ネットワーク
(補助率) 定額(10/10相当)
- ④・提供施設への支援 7百万円
臓器提供施設におけるオプション提示(臓器提供の意思の確認)が円滑に行えるよう、院内体制整備に対する支援を行い、臓器移植の推進を図る。
(補助先) (社)日本臓器移植ネットワーク
(補助率) 定額(10/10相当)

(2) 骨髄移植対策等の推進

18億円

骨髄移植及びさい帯血移植を引き続き推進するとともに、非血縁者間での末梢血幹細胞移植を本格的に実施するため、あっせん体制の整備を図る。

(主な事業)

- ㊟・末梢血幹細胞移植の体制整備 68百万円
骨髄バンク事業の一環として末梢血幹細胞移植を本格的に実施するため、コーディネーターの研修やコーディネートシステムの改修を行い、あっせん体制の整備を図る。
(補助先) (財)骨髄移植推進財団
(補助率) 定額 (1/2相当、10/10相当)

- ㊟・検体保存事業の実施 7百万円
ドナーと患者のHLA適合度と治療成績との関係等に関するデータの収集・解析を行い、治療成績の向上を図る。
(補助先) (財)骨髄移植推進財団
(補助率) 定額 (1/2相当)

- ㊟・さい帯血の採取及び検査体制の強化 4.3億円
成人への移植に適したさい帯血を毎年一定量確保するため、より多くのさい帯血を採取し、検査する。
(補助先) 日本赤十字社
(補助率) 定額 (10/10相当)

6 生活習慣病対策	34億円(44億円)
------------------	-------------------

(1) 糖尿病対策の更なる推進

2.1億円

①糖尿病発症予防対策の強化

国民一人一人が日々の生活の中で自発的に健康づくりに対して具体的な行動を起こしていけるよう、民間企業と連携し、健康づくりの国民運動化を推進する事業等を実施する。

(主な事業)

- ㊟・すこやか生活習慣国民運動推進事業 71百万円

②糖尿病重症化予防対策の強化

糖尿病の重症化予防のため、患者の病状に応じた適切な診療を受診できるよう、一般診療所と専門病院との診療連携体制構築の支援を行う。

また、適切な食事療法・運動療法を行うため、診療所における糖尿病療養指導士や管理栄養士等の活用促進の支援等を行う。

(主な事業)

- ㊦・糖尿病疾病管理強化対策事業 82百万円
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2

(2) 健康づくり・生活習慣病対策の推進 32億円

健康寿命の延伸を実現すること等を目的とした「健康日本21」を着実に推進するため、たばこ対策、ボランティアを活用した健康づくりを推進するほか、国民健康・栄養調査や生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究等を実施する。

また、慢性閉塞性肺疾患(COPD)について、早期発見・早期治療につなげるために、COPDのリスクに関する正しい情報を喫煙者等に対して提供する等の取組を新たに支援する。

(主な事業)

- ・健康増進事業(肝炎対策分除く) 12億円
- ㊦ 健康増進事業に慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育を追加する。
(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村)、政令指定都市
(補助率) 定額(1/3相当)
- ㊦・実践的な予防活動支援事業 90百万円
ボランティア等の行う実践的な健康づくり活動を公募し、活動の支援を通じて、事例収集及び効果検証を行う。
(補助先) 公益法人、NPO法人等
(補助率) 定額(10/10相当)
- ㊦・健康づくりのための運動指針改定経費 3百万円
平成18年に策定した「健康づくりのための運動指針2006」について、その後の科学的知見の集積等を踏まえ改定を行う。
- ・たばこ対策促進事業 41百万円
(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区
(補助率) 1/2

7 エイズ対策の推進

60億円(69億円)

HIV感染やエイズの発症予防のため、同性愛者等が集まる場所に焦点を絞った普及啓発や、保健所等において、夜間・休日など利用者の利便性に配慮した検査・相談を行う。また、エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等を行う。

(1) 発生の予防及びまん延の防止 4. 2億円

保健所等における検査・相談体制の充実等により、エイズの発生とまん延の防止を図るとともに、HIV感染者等の相談窓口を設置し、電話相談やカウンセリング等により感染者等のケアを行う。

(主な事業)

- ・保健所等におけるHIV検査・相談事業 3. 2億円
- ・HIV感染者等保健福祉相談事業 87百万円
- ・血液凝固異常症実態調査事業 7百万円
- ⑩・HIV検査・相談室の整備 (保健衛生施設等整備費補助金のメニュー追加)
都道府県、市町村、公的医療機関等が設置するHIV検査・相談室の施設整備や改修を支援することにより、検査体制の充実を図る。

(2) 医療の提供及び国際的な連携 6. 2億円

エイズ治療拠点病院を中心とする医療従事者への実務研修や診療情報網の強化等、総合的な医療提供体制を確保するとともに、わが国のエイズに関する国際貢献への期待に応え、国際協力を通じて、国際的な連携を図る。

(主な事業)

- ・血友病患者等治療研究事業 3. 4億円
- ・地方ブロック拠点病院整備促進事業 2億円

(3) 普及啓発及び教育 2. 3億円

国民のエイズに対する関心と理解を深めるため、青少年や同性愛者等の個別施策層への普及啓発、世界エイズデー等における普及啓発イベントやインターネットによる情報提供等を実施する。

(主な事業)

- ⑩・NGO等への支援事業 1. 8億円
HIV感染者等で構成されるNGO・NPOによる活動を支援し、効果的で当事者性のあるHIV感染予防の普及啓発を図る。
- ・「世界エイズデー」普及啓発事業 36百万円

(4) 研究開発の推進 (※厚生科学課計上) 1.4億円

我が国のHIV感染者・エイズ患者の報告数は依然として増加し続けており、また多剤併用療法の普及による療養の長期化に伴う新たな課題が生じている。これらの課題に対応するべく臨床分野、基礎分野、社会医学分野、疫学分野における研究を行う。

8 リウマチ・アレルギー対策の推進

7. 1億円(10億円)

リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギー等免疫アレルギー疾患の治療法等の研究を推進する。また、都道府県において、リウマチ系疾患や食物アレルギー等に関する研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等を行う。

(主な事業)

- ・リウマチ・アレルギー特別対策事業 7百万円
リウマチ系疾患や食物アレルギー等について新規患者の抑制を図るため、研修の実施、正しい知識の普及啓発、診療ガイドラインの普及等情報提供等を行う。
(補助先) 都道府県
(補助率) 1/2
- ・アレルギー相談センター事業 10百万円
アレルギー患者及びその家族に対し、免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業の成果やアレルギー専門家、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供等を行う。
- ・免疫アレルギー疾患等予防・治療研究事業 (※厚生科学課計上) 6.9億円
免疫アレルギー疾患は、長期にわたり生活の質を低下させるため、国民の健康上重大な問題となっているため、免疫アレルギー疾患について、発症原因と病態との関係を明らかにし、予防、診断及び治療法に関する新規技術を開発するとともに、既存の治療法の再評価を行うことにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を目指す。

9 腎疾患対策の推進

2.4億円(3億円)

慢性腎臓病(CKD)に関する診断・治療法の研究開発を推進する。また、都道府県において、CKDに関する連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を行う。

(主な事業)

- ◎ 慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 10百万円
CKD対策を推進するため、都道府県において連絡協議会の設置、研修の実施、正しい知識の普及啓発等を実施する。
なお、平成23年度より、政令指定都市と中核市を補助先に加える。
(補助先) 都道府県、政令指定都市、中核市
(補助率) 1/2
- ・腎疾患対策研究事業 (※厚生科学課計上) 2.2億円
腎機能異常の早期発見、早期治療、重症化防止とともに、診療現場における診療連携等の有効な診療システムのエビデンスを確立し、CKDの腎不全への進行を防止し、新たな透析導入患者の減少を図るための研究を戦略的に実施するとともに、腎疾患の病態について解明を進め、安全で有効な診断・治療法の開発を推進する。

10 慢性疼痛対策の推進

1.3 億円 (1 百万円)

「慢性疼痛」を来す疾患には、数百万人の患者が罹患しており、多額の医療費を要し、社会的損失も大きいため、平成21年度より開催している「慢性の痛みに関する検討会」の報告を踏まえ、平成23年度より慢性の痛みに関する診断・治療法の研究開発を推進する。

(主な事業)

- ㊦・慢性の痛み対策研究事業 (※厚生科学課計上) 1.3 億円
慢性の痛みに関する研究を継続的に実施するための基盤を形成すること、効率的就かつ効果的な行政施策を実施するために必要な情報を収集すること、病態解明や客観的な評価方法の確立や画期的な診断・治療法の開発等を推進する。

11 原爆被爆者の援護

1,478 億円 (1,550 億円)

○保健、医療、福祉にわたる総合的な施策の推進

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進するとともに、原子爆弾小頭症患者や家族の方々への相談体制を整備する。

(主な事業)

- ・医療費の支給、健康診断 423 億円
- ・諸手当の支給 944 億円
 - 〔医療特別手当 月額137,030円〕
 - 〔健康管理手当 月額33,700円〕
- ・保健福祉事業 (原爆養護ホームの運営等) 61 億円

㊦ うち原子爆弾小頭症患者の方々のための相談員の設置 3 百万円(再掲)
※原子爆弾小頭症患者数：全国で22名

12 ハンセン病対策の推進

393億円(407億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保、退所者等に対する社会生活支援策、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に実施する。また、ハンセン病療養所における歴史的建造物等の保存等に向けた取組を推進する。

(1) 謝罪・名誉回復措置

14億円

国立ハンセン病資料館の設置や歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発その他必要な措置を講じる

(主な事業)

- ・歴史的建造物の保存等に関する経費

61百万円

- ⑦ うち重監房再現にかかる経費 49百万円(再掲)
ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発事業の一環として、国の責任において「重監房再現」を実施する。

(2) 在園保障

2.4億円

- ・私立ハンセン病療養所の運営に係る経費

(3) 社会復帰・社会生活支援

33億円

- ・退所者給与金及び非入所者給与金の支給、ハンセン病療養所入所者家族に対する生活援護等

13 水道事業の適切な運営と国際展開の推進

284億円(471億円)

(1) 水道事業の適切な運営

284億円

水道施設の耐震化と適切な更新を進める(基幹管路の耐震化率30%:平成21年度)とともに、水道水による健康リスク低減のため、引き続き水道水質基準の検討、水質検査体制の精度確保を図る。なお、都道府県分の水道施設整備費については、平成23年度から一括交付金により対応する。

(参考)【平成22年度補正予算】

- 水道施設の耐震化の推進

18億円

ライフラインとして国民生活に密接に関わる水道水の耐震化を図る。

(主な事業)

- ㊦・水道ビジョンフォローアップ調査費〔非公共〕 22百万円
水道ビジョン策定から7年が経過し、水道事業を取り巻く環境にも変化が生じてきていることから、現状の調査・分析を行い、水道ビジョンに反映させ、国、水道事業者、水道関係産業界が一体となって取り組むべき対策・施策（社会資本ストックの戦略的維持管理、耐震化等）をとりまとめる。

(2) 水道事業の国際展開の推進 48百万円

「新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）を踏まえ、アジア諸国における官民連携による水のインフラ整備を支援するため、アジア各国の水道協会との連携等による情報収集・海外ネットワーク機能の強化や、日本の水道技術の国際標準化に向けた取組を推進する。

- ㊦・水道産業国際展開推進事業費〔非公共〕 48百万円

14 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進	23億円（22億円）
-----------------------	------------

行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、評価基準や国と県等の機能分担も含めた改革案に基づき、概算要求の内容を見直し、生活衛生関係営業への支援を実施する。

(主な事業)

- ㊦・生活衛生関係営業対策事業費補助金 7.2億円
各生活衛生関係営業の組合及び連合会の行う意欲的な事業に対しては、全国生活衛生営業指導センターを経由せず国から直接支援することとし、全国生活衛生営業指導センターについてはその役割の重点化を図り、シンクタンク機能及び情報提供機能を充実する。また、都道府県生活衛生営業指導センターによる生活衛生関係営業者に対する経営上必要な相談・指導等の充実を図る。
さらに、評価指標の導入を図り、事業の効果検証を実施する。

- (補助先) ①全国生活衛生営業指導センター
②都道府県
③全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合

- (補助率) ①、③定額
②定額（1/2相当）

15 地域保健対策の推進

8.3億円(10億円)

(1) 人材確保・育成対策の推進 1.5億円

地域保健従事者現任教育体制の推進 85百万円

地域保健従事者に対する人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制を構築する。

(主な事業)

㊦・地域保健従事者の現任教育体制の構築 53百万円

地域保健従事者の人材育成ガイドラインの作成及び研修実施の評価など人材育成の中核となる保健所等を中心とした現任教育体制を構築するとともに、それ以外の保健所等の研修内容の把握・評価を行い必要により助言などを行う。

また、研修責任者の人材育成能力の向上のため、国立保健医療科学院が行う研修に参加する際の代替職員配置等の支援を行う。

(補助先) 都道府県、政令指定都市

(補助率) 1/2

㊦・保健所保健師等育成支援事業 9百万円

保健所の新任保健師が家庭訪問等を行う際に退職保健師が育成トレーナーとなって同行し必要な助言等を行うとともに、保健所保健師に対して、人材育成の中核となる保健所等が実施する研修に参加する際の代替職員配置等の支援を行う。

(補助先) 都道府県

(補助率) 1/2

㊦・市町村新任保健師等育成支援事業 20百万円

職場内において、新任保健師が家庭訪問等を行う際に退職保健師が育成トレーナーとなって同行し必要な助言等を行うとともに、都道府県が実施する研修への参加機会の確保のため市町村等に対し代替職員設置等の支援を行う。

(補助先) 保健所設置市、特別区、市町村

(補助率) 1/2

(2) 地域保健対策の推進 2.3億円

地域・職域の連携体制の推進 53百万円

広域的な地域・職域の連携を図り、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備する。

(主な事業)

㊦・地域・職域連携推進協議会の機能強化 3百万円

既存の事業である地域・職域連携推進協議会に新たに自殺・うつ病等に対応するための構成員の増員を行い地域の実情に応じたメンタルヘルス対策の推進を図る。

(補助先) 都道府県、保健所設置市、特別区

(補助率) 1/2

(3) 地域健康危機管理対策の推進 4.5億円

健康安全・危機管理対策総合研究の推進(※厚生科学課計上) 3億円

地域における健康危機管理体制の基盤強化に資する健康安全・危機管理対策総合研究事業により総合的な研究を推進する。

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査について

ア 原爆症認定の状況について

厚生労働大臣が原爆症の認定を行うに当たって、科学的・医学的見地から専門的な意見を聴くこととされている「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」では、平成20年4月以降、従来の審査方針を見直した「新しい審査の方針」に基づき審査を行い、現在までに約13,600件を超える審査を行っている。

このうち認定件数については、約6,900件を超えているところであるが、認定件数の増加に伴い医療特別手当支給件数が増加するため、平成23年度予算(案)においても必要な額を確保したので、これについて各都道府県、広島市、長崎市(以下「都道府県市」という。)におかれては予算措置をよろしくお願いしたい。

また、審査に時間を要することから、認定となって、都道府県市において遡及して手当を支給するような場合があるが、既に支給された健康管理手当との調整等により、適切な支給をお願いしたい。

イ 原爆症認定申請の進達について

厚生労働省においては、審査体制を充実させる等により、一層の迅速な審査に努めているが、都道府県市を通じていただく申請書類の中には、審査に必要な検査成績書等、医学的な書類がそろっていない事例もあり、追加で提出をお願いすることにより時間を要している事例もみられることから、申請書の進達に当たっては、必要とされている書類の確認に一層の御協力をお願いしたい。

なお、審査に必要な書類については、平成20年7月3日付け総務課長通知「「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による認定の審査に必要な書類等について」の一部改正について」及び同年9月8日付け事務連絡「原爆症認定申請に係る資料の進達について」を发出しているので、これらに留意願いたい。

ウ 指定医療機関の指定について

原爆症認定疾病の医療については、厚生労働大臣が指定する指定医療機関が担当することとしているが、原爆症認定者数の増加に伴い、新たな指定医療機関の指定が必要な事例が増大している。

各都道府県におかれては、被爆者の要望や利便性にも配慮し、必要に応じて医療機関に対して指定申請を呼びかける等、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、指定医療機関の指定事務は各地方厚生局が担当している。

(2) 原爆症認定制度の在り方の検討について

ア 原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣より原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、平成22年12月に厚生労働大臣の主催により、「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」の第1回を開催し、検討を開始したところである。

(参 考)

「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」について

- ・平成21年8月6日、集団訴訟の早期解決と原告の早期救済を図るため、総理と被爆者団体との間で、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」が署名された。
- ・平成21年12月1日、確認書の内容を踏まえ、「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」が、議員立法により全会一致で成立した。

2. 「原爆体験者等健康意識調査報告書」に関する検討について

広島に投下された原子爆弾に伴う黒い雨については、広島市を中心として被爆地域周辺の住民を対象とした実態調査等が実施され、これらの報告を踏まえ国に対して被爆地域拡大の要望がされているところである。

被爆地域の指定にあたっては、科学的・合理的な根拠が必要であることから、平成22年12月に「原爆体験者等健康意識調査報告書」等に関する検討会の第1回を開催し、要望を受けた地域における原爆放射線による健康影響について科学的な検証を開始したところである。

3. 在外被爆者に対する支援について

在外被爆者に対する援護は、平成14年度に被爆者健康手帳交付のための渡日支援等の事業を開始、平成16年度に居住国での医療費を助成する保健医療助成事業を創設した。

また、国外からの申請手続については、平成17年度に健康管理手当等の申請、平成20年度に被爆者健康手帳の申請、さらに平成22年4月からは原爆症認定及び健康診断受診者証の申請を可能とするなど支援の充実に努めているところである。

在外被爆者が高齢化していることに鑑み、都道府県市におかれては、なお一層の円滑な事務処理をお願いする。

なお、在外被爆者が居住国でかかった医療費に対して助成を行う保健医療助成事業については、平成23年度予算（案）において上限額を以下のとおり見直すこととしている。

(参 考)

保健医療助成費上限額の見直し

- ・161,000円 → 171,000円（通常）
- ・172,000円 → 183,000円（4日以上入院）

(1) 在外被爆者からの原爆症認定申請について

在外被爆者からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う」旨規定されたところであり、検討の結果、平成22年4月から国外からの原爆症認定申請を可能としたところである。

申請にあたっては、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に到達していただいております、引き続き御協力をお願いしたい。

なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので、留意願いたい。

(2) 未払い手当について

平成19年2月の最高裁判決を受け、時効を理由に未払いとなっていた平成9年11月分以前の健康管理手当等について平成19年4月より支払いを開始しているところであるが、手当証書等の書類が文書保存期間を超過し廃棄されているなどの理由により確認できない場合には、その他の関係書類により可能な限り当時の手当認定の事実を推認することにより、未払手当の支給を行うこととしており、都道府県市におかれては、該当する案件がある場合には、個別に照会願いたい。

(3) 402号通達に係る在外被爆者への賠償について

402号通達に係る在外被爆者への賠償については、平成19年11月の三菱徴用工最高裁判決で示された要件と同様の状況にあることが確認できた場合には、和解により賠償金を支払うこととし、各地方裁判所において和解に向けた手続を行っている。

この和解に係る要件の確認に当たっては、被爆者健康手帳の交付等の事実確認につき、都道府県市の御協力が必要であり、各裁判所から調査嘱託がなされているが、引き続き御協力をお願いしたい。

(参 考)

- 平成22年12月現在の提訴者 約2,200名の在外被爆者、遺族
- 大阪、広島、長崎の各地方裁判所に提訴

○在外被爆者の国家賠償について

- ・平成19年11月の最高裁判決において、被爆者が出国した際に各種手当の支給を停止する取扱いを規定する通達（いわゆる「402号通達」）の発出及び運用に関し、過失があったとして、100万円の国家賠償請求が認められた。
- ・同様の状況にある在外被爆者に対する対応については、国家賠償にかかわるものであり、司法の場を通じて要件の確認をした上で、和解により賠償金を支払うこととしている。

4. 各種手当について

(1) 各種手当額の改定について

平成23年度の各種手当額については、平成22年度の消費者物価指数が平成17年の指数を0.4%程度下回る事等から、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定等に基づき、政令改正により支給額を改定する予定である。

(参 考)

手当額（月額）の見直し

	(平成22年度)	(平成23年度見込み)
医療特別手当	137,430円	→ 136,890円
特別手当	50,750円	→ 50,550円
原子爆弾子頭症手当	47,300円	→ 47,110円
健康管理手当	33,800円	→ 33,670円
保健手当	16,950円	→ 16,880円
	33,800円	→ 33,670円
介護手当 重度	104,730円	→ 104,530円
中度	69,810円	→ 69,680円
家族介護手当	21,570円	→ 21,500円

(2) 現況の把握等について

従前より在外被爆者について、各種手当を受給している場合には、現況の届出を毎年5月に提出していただき、現況を把握することとしているが、平成18年4月1日から、国内の被爆者の現況の把握を確実にを行うため、直近1年以内の現況を把握できない被爆者は現況の届出を提出いただくこととしている。

なお、国内の被爆者の場合は、住民基本台帳の活用等により、届出に換えることができるので、引き続き、適切な対応をお願いしたい。

また、各種手当の支給に当たっては、それぞれの手当ごとに定めている支給決定手続を遵守し、適切な支給をお願いしたい。

5. その他

(1) 健康診断について

ア 実施時期について

被爆者及び被爆二世の健康診断については、適切に広報していただくとともに、受診者の利便性を図る観点から、年度の早い時期から実施するよう配慮願いたい。

イ 被爆者援護法に基づく健康診断と特定健康診査の実施について

平成20年度より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、特定健康診査が実施されているところであるが、被爆者健診の検査項目の一部が重複しており、受診者の負担の軽減を図るため、引き続き、可能な限り共同実施ができる体制づくりに努めていただきたい。

(2) 原子爆弾小頭症患者への相談体制の整備について

原子爆弾小頭症患者への相談体制については、平成22年8月の内閣総理大臣からの胎内被爆者の方々やご家族への支援体制を強化する旨の発言を受け、平成23年度予算（案）において、既存の原爆被爆者相談事業を充実強化し、原子爆弾小頭症患者や家族の方々のニーズに対応する医療ソーシャルワーカーを配置するための予算措置をしたところである。

原子爆弾小頭症患者の居住する都道府県市におかれては、総理発言を受けて相談体制の整備が求められていることに鑑み、来年度の事業実施にむけて準備をお願いしたい。

(参 考)

○原子爆弾小頭症患者が居住する都道府県市

東京都、神奈川県、大阪府、広島県、山口県、福岡県、長崎県、広島市、長崎市

○原爆被爆者相談事業の予算措置の概要

- ・都道府県市への補助事業 補助率1/2
- ・既存の保健師の相談員に加え、医療ソーシャルワーカーの配置を可能とする（常勤1名分の配置費用、及び非常勤分謝金を相談実績に応じて補助）

6 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 平成23年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）並びに特定疾患治療研究事業に関する行政事務指導監査については、平成23年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象都道府県等にあつては、特段の御協力をお願いする。

なお、具体的な実施日程は別途通知する予定である。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、対象都道府県等にお示しする作成要領等に留意するとともに、期限（指導監査実施時期の60日前）までに提出されるようお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」（<http://www.wish.mhlw.go.jp/>）に平成23年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の事務指導監査についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

平成23年度の指導監査においては、各制度ごとに以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両縣市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、精密検査対象者の未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

- c 原爆症認定申請の事務処理状況
(必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況)
- d 各種手当の認定、支給事務処理状況
(各種手当の認定、支給台帳の整備状況)

(イ) 感染症法関係

- a 健康診断の実施状況
(対象者の選定・受診者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、患者との接触者に対する健康診断受診勧告等の状況)
- b 医師及び病院管理者が行う届出状況
(届出状況、医師及び病院管理者への指導状況)
- c 家庭訪問等指導の実施状況
(訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況)
- d 就業制限の実施状況
(感染症の診査に関する協議会(以下「協議会」という。)への諮問・報告状況、就業制限の手続状況)
- e 入院勧告の実施状況
(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明・意見を述べる機会の付与の手続状況、勧告等の手続状況)
- f 結核医療費の公費負担事務処理状況
(公費負担申請書の審査・事務処理状況、承認始期の状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿及び診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)

(ウ) 特定疾患治療研究事業関係

- a 特定疾患対策協議会の運営状況
(協議会規程等の整備・委員の構成状況、審査体制等の状況)
- b 特定疾患医療受給者証及び特定疾患登録者証の審査、交付状況
(受給者証の有効期間の確認、生計中心者・自己負担限度額の審査状況)
- c 公費負担事務処理状況
(連名簿による承認期間・受給者番号等の点検確認状況、診療報酬明細書の写し等による審査点検状況)
- d 連名簿及び診療報酬明細書の写し等を活用した事業評価への取組状況
(診療内容の調査・分析状況、調査・分析結果の情報提供等の状況)

e 難病患者認定適正化事業の実施状況

(特定疾患調査解析システムの入力状況、厚生労働省へのデータ送信状況)

(2) 平成22年度の指導監査における主な指摘事項について

平成22年度の指導監査は、45の自治体を対象に実施することとしており、現在までに、約9割の実施を終えたところであるが、これまでの指導監査において是正改善を図る必要があると指摘した主な内容は以下のとおりである。

なお、これらの指摘事項には、過去に是正改善を図るよう指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない事例も含まれているので、各自治体におかれては、改めて指摘の趣旨を御理解の上、改善に向けて適切に対処されるよう、一層の御尽力をお願いする。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 精密検査対象者の未受診理由の把握が不十分

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断の低受診率、報告書未提出の事業所等への指導が不十分

(イ) 定期健康診断(一般住民)の対象者の範囲、広報内容が不適切な市町村への指導が不十分

(ウ) 接触者に対する健康診断受診勧告の実施、未受診者対策が不十分

(エ) 医師及び病院管理者からの入退院届が遅延(未提出)

(オ) 新登録患者に対する家庭訪問等指導の実施が不十分

(カ) 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切

(キ) 入院勧告に係る協議会への諮問・報告、患者等への説明・意見を述べる機会の付与手続等の実施が不適切

(ク) 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

ウ 特定疾患治療研究事業関係

- ・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分

(別記)

平成23年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [16] 北海道 群馬県 千葉県 東京都 石川県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 奈良県 和歌山県 岡山県 香川県 佐賀県 大分県 沖縄県</p> <p>(指定都市) [7] 札幌市 さいたま市 千葉市 新潟市 大阪市 神戸市 岡山市</p> <p>(中核市) [14] 旭川市 秋田市 郡山市 前橋市 川越市 横須賀市 金沢市 大津市 高槻市 尼崎市 松山市 高知市 長崎市 熊本市</p> <p>(政令市) [2] 小樽市 呉市</p> <p>(特別区) [8] 新宿区 文京区 台東区 杉並区 豊島区 荒川区 練馬区 葛飾区</p> <p>[合計 47]</p>	<p>(注)</p> <p>1 指定都市については、感染症法（結核に係る事務に限る。以下同じ。）及び精神保健福祉法について実施する。</p> <p>2 中核市・政令市・特別区については、感染症法についてのみ実施する。 (長崎市は原爆被爆者援護法についても実施。)</p> <p>3 平成22年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成23年度において追加して実施する場合がある。</p>

7 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について

(1) 平成23年度予算(案)について

(項) 保健衛生施設整備費

(目) 保健衛生施設等施設整備費補助金

783百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|---------------|--------------------|--------------------|
| ・感染症指定医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 |
| ・エイズ治療個室等の施設 | ・ <u>HIV検査・相談室</u> | ・難病相談・支援センター |
| ・原爆医療施設 | ・原爆被爆者保健福祉施設 | ・放射線影響研究所施設 |
| ・農村検診センター | ・結核研究所 | ・結核患者収容モデル病室 |
| ・多剤耐性結核専門医療機関 | ・医薬分業推進支援センター | ・食肉衛生検査所 |
| ・精神科病院 等 | | |

※下線は新規メニュー

(項) 地域保健対策費

(目) 保健衛生施設等設備整備費補助金

1,700百万円

【補助メニュー】

- | | | |
|-------------|--------------------|---------------|
| ・感染症指定医療機関 | ・新型インフルエンザ患者入院医療機関 | ・感染症外来協力医療機関 |
| ・エイズ治療拠点病院 | ・ <u>HIV検査・相談室</u> | ・難病医療拠点・協力病院 |
| ・原爆医療施設 | ・食肉衛生検査所(BSE検査キット) | |
| ・地方中核がん診療施設 | ・さい帯血バンク | ・ヒト組織バンク |
| ・眼球あっせん機関 | ・結核研究所 | ・医薬分業推進支援センター |
| ・と畜場 | ・市場衛生検査所 | ・マンモグラフィ検診機関 |
| ・精神科病院 等 | | (CADシステム整備事業) |

※下線は新規メニュー

(2) 平成23年度整備計画について

保健衛生施設等施設整備費補助金に係る平成23年度整備計画内容の説明聴取については、本年2月上旬までを目途に各地方厚生（支）局において実施することとしているが、建設用地の確保、地域住民との調整等により内示（実施計画承認）後に申請を取り下げる又は計画を変更するといったケースが見受けられるので、計画書については十分な精査をお願いするとともに、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握し、事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の市町村等に対しても適切な指導をお願いする。

8 毒ガス障害者対策について

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しているところであり、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、平成23年度の手当の支給額については、原爆被爆者に対する各種手当と同様に、消費者物価指数の変動等にあわせ、関係通知の改正により支給額を改定する予定である。

(参 考)

手当額（月額）の見直し

	(平成22年度)	(平成23年度見込み)
特別手当	101,370円	→ 100,970円
医療手当		
入院8日・通院3日以上	36,180円	→ 36,030円
入院8日・通院3日未満	33,800円	→ 33,670円
健康管理手当	33,800円	→ 33,670円
保健手当	16,950円	→ 16,880円
介護手当 重度	104,730円	→ 104,530円
中度	69,810円	→ 69,680円
家族介護手当	21,570円	→ 21,500円

参 考 资 料

— 参 考 資 料 目 次 —

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み…………… 資— 1
2. 原爆関係の援護施策の概要…………… 資— 2
3. 原爆症の認定件数…………… 資— 3
4. 原爆症認定制度の在り方に関する検討会について…………… 資— 4
5. 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について…………… 資— 5
6. 原爆諸手当要件等一覧…………… 資— 6

【指導調査室】

1. 平成21年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要…………… 資— 7
 - (1) 指導監査を実施した地方公共団体の数
 - (2) 主な指摘事項
2. 毒ガス障害者対策の概要…………… 資— 9

原子爆弾被爆者に対する援護の仕組み

原子爆弾被爆者に対する援護として、被爆者が受けた放射能による健康被害という、他の戦争犠牲者には見られない「特別の犠牲」に着目し、国の責任において、医療の給付、各種手当の支給等、総合的な保健・医療・福祉施策を講じている。

被爆者の範囲

以下のいずれかに該当する者であって「被爆者健康手帳」の交付を受けた者 【手帳保持者 約22.8万人】
(平成21年度末)

- ① 原爆投下の際「被爆地域」(広島市・長崎市の区域・隣接地域)に在った者
- ② 入市被爆者(原爆投下後2週間以内に爆心地付近(約2km)に入市した者)
- ③ 救護被爆者(放射能の影響を受けるような事情の下にあった者)など

原爆症の認定

→ 認定を受けた者には医療特別手当(月額136,890円)を支給 【支給対象者 約6,400人】
(平成21年度末)

被爆者の疾病について①原爆放射線に起因し、②現に医療を要する状態にあるかを認定
： 原子爆弾被爆者医療分科会にて専門的な観点から客観的に審査し、厚生労働大臣が認定

「厚生労働大臣は、原爆症認定を行うに当たっては、政令で定める審議会(*)の意見を聴かなければならない。」(被爆者援護法第11条第2項)

* 政令で定める審議会 = 疾病・障害認定審議会(原子爆弾被爆者医療分科会)

援護措置 【1,478億円(平成23年度予算(案))】

- 1 医療の給付(医療費の無料化) 【423億円】
- 2 各種手当の支給 【944億円】
健康管理手当(月額:33,670円)【支給対象者 約19.6万人(平成21年度末)】(被爆者の86%が受給)
医療特別手当(月額:136,890円)【支給対象者 約6,400人(前出)】 など
- 3 健康診断の実施(年2回)
- 4 福祉事業の実施(居宅生活支援、原爆養護ホーム事業など)

原爆関係の援護施策の概要

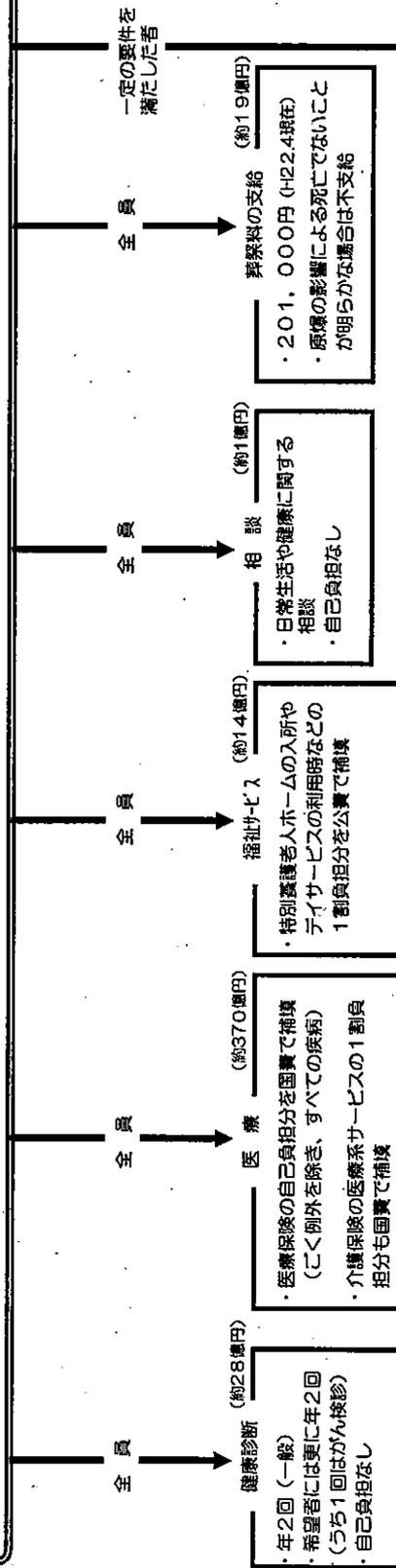
(平成23年度予算(案) : 約1,478億円)

被爆地域

原爆投下当時の広島市・長崎市の区域及びそれに隣接する政令で定める区域内にいた者等

被爆者

広島市長・長崎市長・都道府県知事が認定して「被爆者健康手帳」を交付



原爆症の認定を受けた者

- 原爆放射線が原因で疾病にかかっている者
- 厚生労働大臣が国の「審査会」の意見を聞いた上で認定

原爆症の治療十手当の支給 (約212億円)

- 原爆症の支給 (約24億円) (約188億円)
- 全額国費による医療の給付
- 医療特別手当 月額137,430円(H22.4現在)

各手当の支給要件該当の認定を受けた者

【代表例】

- 健康管理手当
 - 一定の疾病にかかっている者
 - 広島市長・長崎市長・都道府県知事がそれぞれの「審査会」の意見を聞いたうえで認定
 - 原爆の影響によるものでないことが明らかなる場合は不支給

手当の支給 (約738億円)

- 健康管理手当
 - 月額33,800円(H22.4現在)
- この他に、保健手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、介護手当、家族介護手当がある

申請が認められた者

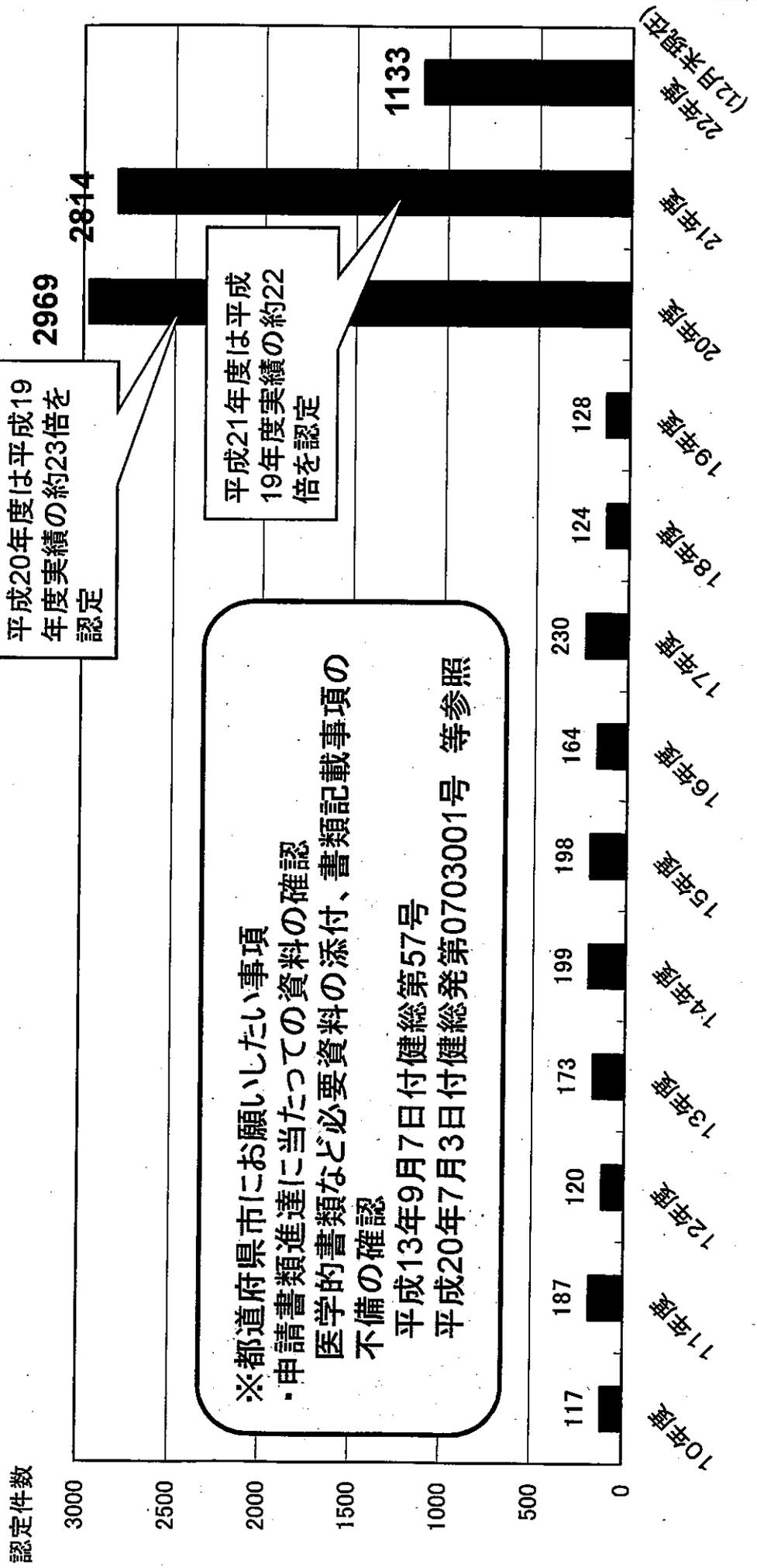
- 原爆養護ホームへの入所を希望する者
 - 身体上又は精神上の障害のため、日常生活に支障がある者等
- 家庭養護サービスの派遣を希望する者
 - 64歳以下の住所地者
 - 介護保険法による認定を受けている者を除く

福祉サービスの提供 (約28億円)

- 原爆養護ホームへの入所(一般2カ所、特養5カ所)
- 食養・ホテルコスト以外自己負担なし
- デイサービス・ショートステイも実施
- 家庭養護サービスの派遣
- 自己負担なし

原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、22年12月までで、合計6,916件を認定



原爆症認定制度の在り方に関する検討会について

目的

原爆症認定制度については、平成21年12月に成立した「原爆症認定集団訴訟の原告に係る問題の解決のための基金に対する補助に関する法律」の附則において、原爆症認定制度の在り方について検討する旨が規定され、平成22年8月に、内閣総理大臣から原爆症認定制度の見直しの検討を進めることが表明されたところである。

これを踏まえ、原爆症認定制度の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとするため、厚生労働大臣の主催により、学識経験者及び関係団体等の有識者からなる「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」を開催する。

※平成22年12月9日に第1回を開催。

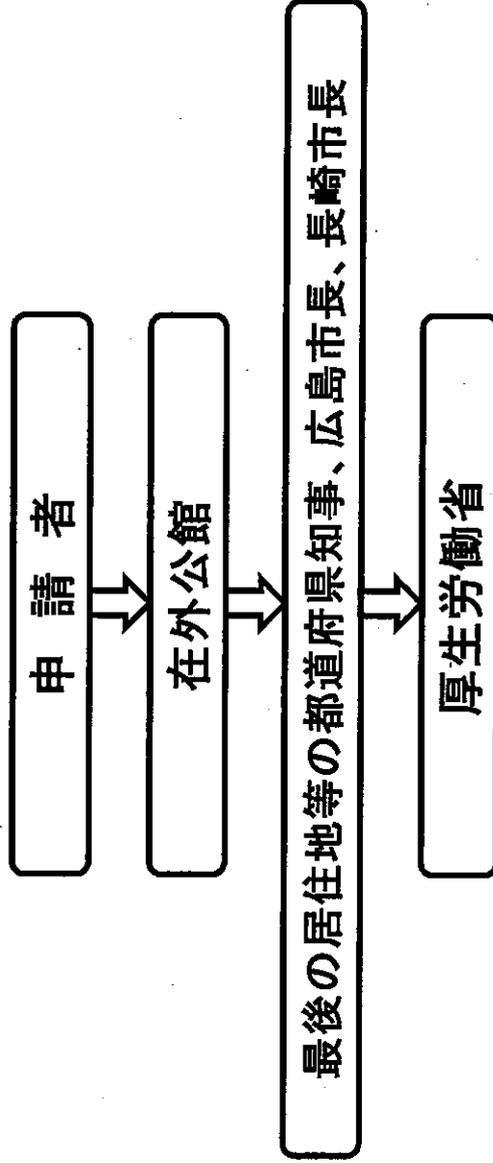
構成員

- | | | | |
|-------|-----------------|---------|---------------------|
| ・荒井史男 | 弁護士 | ・田中熙巳 | 日本原水爆被害者団体協議会事務局長 |
| ・石弘光 | 放送大学学長 | ・智多正信 | 長崎市副市長 |
| ・草間朋子 | 大分県立看護科学大学学長 | ・坪井直 | 日本原水爆被害者団体協議会代表委員 |
| ・潮谷義子 | 長崎国際大学学長 | ・長瀧重信 | (財)放射線影響研究所元理事長 |
| ・神野直彦 | 東京大学名誉教授 | ・三宅吉彦 | 広島市副市長 |
| ・高橋滋 | 一橋大学大学院法学研究所教授 | ・森亘(座長) | 東京大学名誉教授 |
| ・高橋進 | 株式会社日本総合研究所副理事長 | ・山崎泰彦 | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授 |

在外被爆者の方々からの原爆症認定申請について

- 在外被爆者の方々からの原爆症認定申請については、平成20年6月に成立した改正被爆者援護法（海外からの被爆者健康申請を可能とした）の附則において、「政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係る原爆症認定申請の在り方について検討を行う旨規定されている。」
- 検討の結果、被爆者援護法施行令を改正し、在外被爆者の原爆症認定申請について、日本国外からの申請を可能とした。

○申請に係るスキーム



○施行日

平成22年4月1日（平成22年3月17日公布）

原爆諸手当要件等一覧

手 当 の 種 類	支 給 金 額	支 給 要 件	受 給 者 数 (H21末)
医療特別手当	月額 137,430円 136,890円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人。	6,351人
特別手当	月額 50,750円 50,550円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人。	965人
原子爆弾小頭症手当	月額 47,300円 47,110円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人。	22人
健康管理手当	月額 33,800円 33,670円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等全部で11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人。	195,963人
保健手当	月額 16,950円 16,880円	2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人。	5,157人
	月額 33,800円 33,670円		
介護手当	月額 104,730円 104,530円	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合。(重度:身障手帳1級及び2級の一部程度、中度:身障手帳2級の一部及び3級程度)。	年間 19,224件
家族介護手当	月額 21,570円 21,500円	重度の障害のある人で、費用を支出しないで身のまわりの世話を受けている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)。	年間 21,657件
葬祭料	月額 201,000円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給。	年間 8,386件
特別葬祭給付金	10万円(2年償還の国債)	① 支給対象者が、原爆の投下から葬祭料制度の対象とならなくなった原爆死没者の遺族(※)であること。 (※)遺族の範囲は、死没者の配偶者、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。 ② 支給対象者自身も被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けている人)であること。	申請件数 143,624件 請求受付期間 平成7年7月から 平成9年6月まで

※支給単価については、上段が現行単価、下段が消費者物価指数の改定(△0.4%の場合)等の影響を受けた単価

1. 平成21年度公衆衛生関係行政事務指導監査結果の概要

(1) 指導監査を実施した地方公共団体の数

・ 都道府県	19か所
・ 指定都市	6か所
・ 中核市・政令市	6か所
・ 特別区	7か所

計 38か所

(2) 主な指摘事項

ア 原爆被爆者援護法関係

(ア) 健康診断に関する事務処理

a 委託医療機関に対する周知（肝機能検査等）が不十分	2か所
b 精密検査対象者の未受診理由の把握が不十分	1か所

(イ) 各種手当等の認定に関する事務処理

・ 健康管理手当専門医の意見聴取が不十分	1か所
----------------------	-----

イ 感染症法関係

(ア) 定期健康診断に関する事項

a 受診率が低い事業所等に対する指導が不十分	21か所
b 報告書が未提出の事業所等に対する指導が不十分	15か所
c 住民健診の対象者の範囲が不適切な市町村に対する指導が不十分	8か所
d 広報内容が不適切な市町村に対する指導が不十分	18か所

(イ) 定期外健康診断（接触者健診）に関する事務処理

a 対象者に対する勧告が不十分（未実施を含む）	7か所
b 勧告を受けたにもかかわらず受診していない者がいる	15か所

(ウ) 患者管理に関する事務処理

a 新患者発生届出（法第12条）の遅延又は入退院届出（法第53条の11）の遅延	38か所
b 新登録患者に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施が不十分	22か所

(エ) 就業制限に関する事務処理

・ 就業制限の通知が行われていない等実施が不適切	14か所
--------------------------	------

(オ) 入院勧告・措置制度	
a 入院勧告・措置及び入院期間の延長の手續等が遅延している等実施が不適切（法第20条第1～5項）	20か所
b 患者等への説明・意見を述べる機会の付与手續き等の実施が不適切（法第20条第6～8項）	16か所
(カ) 公費負担制度	
a 自己負担額の認定が未実施（再認定を含む）	10か所
b 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	11か所
ウ 特定疾患治療研究事業関係	
(ア) 特定疾患対策協議会の運営に関する事務処理	
・ 特定疾患対策協議会等における審査が不適切	7か所
(イ) 公費負担に関する事務処理	
・ 公費負担に係る連名簿等の審査点検が不十分	6か所
(ウ) 難病患者認定適正化事業	
・ 特定疾患対策協議会における最終判定結果の入力及び入力データの送信が不十分	4か所

毒ガス障害者対策の概要

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島おおくのしまにあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断及び相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については**財務省**
 → 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29) 及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45) により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については**厚生労働省**
 → 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49) により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

＜対象者数＞

財務省：1,132人									
厚生労働省：2,142人									
<table style="margin: auto; border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">忠海：2,056人</td> <td style="padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">曾根：80人</td> <td style="padding: 0 5px;">}</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">相模：6人</td> <td style="padding: 0 5px;">}</td> </tr> </table>	{	忠海：2,056人	}	{	曾根：80人	}	{	相模：6人	}
{	忠海：2,056人	}							
{	曾根：80人	}							
{	相模：6人	}							
(平成22年3月末現在)									

＜予算額＞

毒ガス障害者対策費 平成23年度予算(案)	873,250千円
うち 健康診断費	29,959千円
うち 医療費	100,804千円
うち 各種手当	733,849千円

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患 (慢性鼻咽頭炎、慢性気管支炎等)
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患疾患、皮膚疾患

4. 対策の概要<厚生労働省>

- ① 健康管理手帳 動員学徒等として従事していた者に交付
- ② 健康診断 年1回 (一般検査、精密検査)
- ③ 医療手帳 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
- ④ 医療費 医療保険の自己負担分を支給
- ⑤ 特別手当 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
- ⑥ 医療手当 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
- ⑦ 健康管理手当 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
- ⑧ 保健手当 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
- ⑨ 介護手当 費用を支出して介護を受けている者に支給
- ⑩ 家族介護手当 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給
- ⑪ 相談事業 相談員を配置し健康管理等に関する相談を実施
- ⑫ 調査研究事業 毒ガス障害者対策に資するため総合的な調査研究を推進

支給額 (H22年度)	受給者 H22年3月末現在
① —	2,142人
③ —	1,869人
⑤ 101,370円	68人
⑥入8以 36,180円	
入8未 33,800円	
⑦ 33,800円	1,586人
⑧ 16,950円	15人
⑨ 重 104,730円	0人
中 69,810円	0人
⑩ 21,570円	0人

5. 平成23年度予算(案)：873,250千円

6. 創設年度：昭和49年度